

養護老人ホーム名古屋市寿荘及び軽費老人ホーム
名古屋市きよすみ荘における自動販売機設置
に係る名古屋市有地の一時貸付一般競争入札
(郵送入札)

入札案内書

開札日：令和7年2月19日

(令和7年4月1日以降設置分)

名古屋市

この入札案内書と別冊で物件説明書（共通仕様書・
物件別特記仕様書）があります。

目次

◇ 入札のあらまし.....	P1
◇ 入札説明書.....	P3
第1 貸付物件.....	P3
第2 参加者の資格.....	P3
第3 自動販売機の設置条件.....	P5
第4 競争入札参加資格確認申請.....	P6
第5 入札保証金.....	P8
第6 入札方法.....	P9
第7 入札金額.....	P9
第8 入札書.....	P9
第9 入札の辞退.....	P10
第10 開札.....	P11
第11 契約の締結.....	P11
第12 貸付料の納付.....	P11
第13 契約保証金.....	P11
第14 先着順貸付.....	P12
第15 販売実績の報告.....	P13
第16 問い合わせ先.....	P13
◇ 貸付物件一覧表.....	P14
◇ 契約書(ひな形).....	P15～27
◇ 共通仕様書.....	P28～29
◇ 物件別特記仕様書.....	P30～38
◇ 入札書.....	P39
◇ 入札辞退届.....	P40
◇ 委任状(記載例・委任状).....	P41～42
◇ 入札参加申込書(記載例・申込書).....	P43～46
◇ 法人役員等に関する調書(記載例・調書).....	P47～48
◇ 封筒記載例.....	P49～50
◇ 販売実績報告書(記載例・報告書).....	P51～52

入札のあらまし

自動販売機設置に係る名古屋市有地及び建物の一時貸付は、最低貸付価格(月額)以上で最も高い価格(月額)で入札された方に、名古屋市有地及び建物の一部を一定期間お貸しするものです。

入札参加を希望される方は、入札案内書をよくお読みになり現地を必ず確認されたうえで、ご参加ください。入札参加にあたっては、入札案内書や諸規制及び現地の状況を確認してください。

「入札のあらまし」は以下の通りです。



入札案内書の配布 (この案内書)	<p>令和7年1月10日(金)から令和7年1月22日(水)まで 市公式ウェブサイトよりダウンロードしてください。物件ごとに仕様が異なりますので、内容をよくご確認ください。</p> <p>(アドレス https://www.city.nagoya.jp/kenkofukushi/page/0000181312.html)</p> <p>名古屋市公式ウェブサイトトップページ>事業向け情報>公売・売払い・貸付物件>自動販売機設置に係る入札等</p>
---------------------	---



申込・受付(詳しくは6 ページ)	<p>令和7年1月10日(金)午前9時から令和7年1月22日(水)午後5時30分まで 受付場所:名古屋市健康福祉局高齢福祉部介護保険課推進担当 (中区三の丸三丁目1番1号 市役所本庁舎2階)</p> <p>郵送又は持参による申込みとなります。</p>
---------------------	---



入札参加資格の 審査結果通知(詳しく は8ページ)	<p>令和7年2月上旬に送付(予定)</p> <p>入札参加申込時に提出していただいた書類をもとに、入札参加資格の確認をします。入札参加資格を有すると認められた方には、入札参加書を送付します。また、入札保証金の要否についてもあわせて通知します。</p> <p>入札参加書は、開札会場へ入場する際に必要となりますので、必ず保管してください。</p>
---------------------------------	---



郵送入札(詳しくは9 ページ)	<p>入札参加書到着後～令和7年2月18日(火)まで(必着)</p> <p>書留又は簡易書留郵便により入札書を提出してください。普通郵便による入札又は持参による入札は無効となります。郵送した入札書の書き換え、引き換え、撤回はできません。また、期間後到着の郵送入札も無効となります。なお、入札書の到着確認の問い合わせにはお答えできません。</p>
--------------------	--



(次ページへ)

開札(詳しくは11ページ)	<p>令和7年2月19日(水)午前10時00分</p> <p>(場所 名古屋市役所 本庁舎地下1階 介護保険課地下相談室)</p> <p>入札参加者及びその代理人以外の方は入場できません。開札の結果、入札者のうち最低貸付価格(月額)以上で最高価格(月額)の入札をした方を落札者とします。</p>
---------------	---

契約の締結(詳しくは11ページ)	<p>令和7年3月18日(火)まで</p> <p>当初の契約期間は令和7年4月1日から令和8年3月31日までとします。当初の条件を変更しないことを前提として、令和8年4月1日から4年間を限度(最大令和12年3月31日まで)に、1年を単位として契約の更新をすることができます。</p> <p>更新も含めた貸付期間終了後は、再度入札を行い、契約の相手方を決定する予定です。</p>
------------------	--

契約保証金及び貸付料の納付(詳しくは11ページ)	<p>契約保証金を契約締結日に、貸付料を契約書に定められた期限までに、本市が発行する保証金納付書及び納入通知書により納付してください。なお、名古屋市公有財産規則第3条の3の規定により、契約保証金を免除することがあります。</p>
--------------------------	--

自動販売機の設置	<p>設置工事は、契約期間内に行ってください。令和7年4月1日から営業開始できなかった場合でも、本市は貸付料の返還やその他補償には一切応じられません。更新期間を含めた期間満了後は、本市が特に認めた場合を除き、原状復帰のうえご返却ください。</p>
----------	---

入札説明書

この入札に参加を希望される方は、法令、名古屋市の条例、規則、規程及びこの入札説明書によるとともに、必ず現地を確認し、入札される公有財産の現状・現形を承知されたうえで、入札にご参加ください。

入札参加のために提出された書類等に記載された情報は、入札事務のみに使用します。

第1 貸付物件

- 1 貸付物件は、物件一覧表(14ページ)のとおりです。
- 2 貸付面積には、回収ボックスの設置スペースを含みます。また、自動販売機の機種によっては、商品の補充や維持管理のための扉の開閉等に支障がある場合もあるので、それらの支障がないか申し込み前に設置場所の確認をしてください。
- 3 物件ごとに特記仕様がある場合があります。詳しくはそれぞれの物件別特記仕様書をご参照ください。
- 4 現地説明会は行いません。入札参加希望の方はご自分で現地確認を行ってください。

第2 参加者の資格

- 1 次のいずれか一つにでも該当する方は、入札に参加することができません。
 - (1) 地方自治法（平成22年法律第67号）第238条の3に規定する者
 - (2) 地方自治法施行令第167条の4第1項の規定する者
 - (3) 地方自治法施行令第167条の4第2項各号のいずれかに該当する事実があった後3年を経過しない者(当該事実と同一の事由により名古屋市指名停止要綱(15財用第5号)に基づく指名停止(以下「指名停止」という。)を受けている者を除く。)
 - (4) 次に掲げる著しい経営不振の状態にある者。ただし、更生手続開始又は再生手続開始決定後、新たに名古屋市競争入札参加資格審査申請を行い認定を受けた者を除く。
 - ア 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき、更生手続開始の申立てがなされている者
 - イ 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき、再生手続開始の申立てがなされている者
 - (5) 公告の日から落札決定までの間に指名停止の期間中の者
 - (6) 公告の日から落札決定までの間に、「名古屋市が行う契約等からの暴力団関係事業者の排除に関する合意書」（平成20年1月28日付名古屋市長等・愛知県警察本部長締結）＜次頁参照＞及び「名古屋市が行う公有財産の売却い・貸付の契約等からの暴力団関係事業者の排除に関する取扱要綱」（平成20年2月15日付19財管第253号）に基づく排除措置を受けている者
 - (7) 入札公告の日から過去3か月以内に、自動販売機設置に伴う名古屋市有地及び建物の

- 一時貸付入札に参加し、落札決定後、正当な理由なく契約を締結しなかった者
- (8) 入札公告の日から過去 3年以内に、自らが管理及び運営する自動販売機（清涼飲料水）を設置した実績を有しない者

2 暴力団関係事業者の排除について

名古屋市では、名古屋市が行う契約等からの暴力団関係者の排除措置として、愛知県警察との協議のうえ合意書を締結しており、公有財産の貸付契約についても、契約の相手方が排除対象事業者に該当するか否か、市から愛知県警察に照会します。

このため、入札参加申込者全員（法人の場合は、法人の役員等全員を含む）について、氏名・生年月日・性別・住所・役職者名等の情報を提出していただきます。情報の提出に同意いただけない方は、入札の参加申込をすることができませんので、ご注意ください。

なお、入札参加のために提出された書類等に記載された個人情報、上記照会を含めた入札関連事務のみに使用し、その他の目的には一切使用しません。

「名古屋市が行う契約等からの暴力団関係事業者の排除に関する合意書(抄)」

(平成20年1月28日付け 名古屋市長等・愛知県警察本部長締結)

1 定義

この合意書において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 略
- (2) 法人等 法人その他の団体又は個人をいう。
- (3) 役員等 法人にあつては非常勤を含む役員及び支配人並びに営業所の代表者、その他の団体にあつては法人の役員等と同様の責任を有する代表者及び理事等、個人にあつてはその者及び支店又は営業所を代表する者をいう。
- (4) 暴力団 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。
- (5) 暴力団員等 暴力団の構成員、及び暴力団と関係を持ちながら、その組織の威力を背景として暴力的不法行為等を行う者をいう。
- (6) 排除措置 4(1)の排除要請に基づき、対象となる法人等を入札等へ参加させない、契約等の相手方としない等の措置をいう。

2 排除措置の対象となる法人等

この合意書に基づく、排除措置の対象となる法人等は、次のとおりとする。

- (1) 役員等に、暴力団員等がいる法人等
- (2) 暴力団員等がその経営又は運営に実質的に関与している法人等
- (3) 役員等又は使用人が、暴力団の威力若しくは暴力団員等又は暴力団員等が経営若しくは運営に実質的に関与している法人等を利用するなどしている法人等

- (4) 役員等又は使用人が、暴力団若しくは暴力団員等又は暴力団員等が経営若しくは運営に実質的に関与している法人等に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど暴力団の維持運営に協力し、又は関与している法人等
- (5) 役員等又は使用人が、暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有している法人等
- (6) 役員等又は使用人が、前各号のいずれかに該当する法人等であることを知りながら、これを利用するなどしている法人等
- (7) 役員等又は使用人が、暴力団又は暴力団員等から、名古屋市が行う契約等において妨害（不法な行為等で、契約等履行の障害となるものをいう。）又は不当要求（金銭の給付等一定の行為を請求する権利若しくは正当な利益がないにもかかわらずこれを要求し、又はその要求の方法、態様若しくは程度が社会的に正当なものと認められないものをいう。）を受けたことを認識していたにもかかわらず、市への報告又は警察への被害届の提出を故意に又は正当な理由がなく行わなかった法人等

第3 自動販売機の設置条件

(物件ごとに異なりますので、物件別特記仕様書をご参照ください。)

1 設置事業者の施設使用形態

- (1) 自動販売機の設置は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第238条の4第2項第4号の規定に基づき、名古屋市が設置事業者に対し、行政財産である土地又は建物の一部を賃貸する方法により行います。
- (2) 一時貸付けであり、借地借家法(平成 3年法律第90号)の適用はありません。

2 貸付期間

- (1) 当初の契約期間は令和7年4月1日から令和8年3月31日までとし、当初の条件を変更しないことを前提として、令和8年4月1日から4年間を限度(最大令和12年 3月31日まで)に、1年を単位として契約の更新を更新することができます。
- (2) 更新は1年ごとの更新とし、更新を希望される場合は、毎年度11月末日までに各施設担当課まで申し出てください。更新後及び年度途中で契約金額や契約条件の変更はできませんのでご承知おきください。
- (3) 更新も含めた貸付期間終了後は、再度入札を行い、契約の相手方を決定する予定です。

3 貸付料

貸付料は、入札により決定した金額となります。

4 必要経費

- (1) 自動販売機の設置及び撤去に要する工事費、移転費等の費用は全て設置事業者の負担とします。
- (2) 光熱水費についても設置事業者の負担とします。各設置事業者において計量機器(メーター)を設置し、それによる実費を全額納付してください。

(3) 自動販売機設置予定場所付近には、コンセントが既に設置してある物件とコンセントの設置が必要な物件がありますので、必ず物件説明書で確認してください。

5 設置機器の仕様

仕様書及び物件別特記仕様書をご参照ください。

6 利用上の制限

貸付期間中は次の事項を遵守してください。

- (1) 入札条件を遵守し、貸付料及び光熱費を期限までに確実に納付すること。
- (2) 自動販売機を設置する権利を第三者に譲渡又は転貸してはならないこと。
- (3) 販売品の搬入・廃棄物の搬出時間及び経路については名古屋市の指示に従うこと。
- (4) その他契約書及び仕様書記載の事項を遵守すること。

7 維持管理

貸付期間中は次の事項を遵守してください。

- (1) 商品補充、金銭管理など自動販売機の維持管理については、設置事業者が行うこと。また、商品の賞味期限に十分注意するとともに、在庫・補充管理を適切に行うこと。
- (2) 自動販売機に併設して、販売する飲料の容器の種類に応じた使用済み容器の回収ボックスを必要数設置し、設置事業者の責任で適切に回収・リサイクルすること。
- (3) 関係法令等の遵守・徹底を図るとともに、関係機関等への届出、検査等が必要な場合は遅滞無く手続き等を行うこと。
- (4) 自動販売機を設置するにあたっては、据付面を十分に確認したうえで安全に設置すること。また、設置後は定期的に安全面に問題がないか確認すること。
- (5) 自動販売機の故障、問合せ並びに苦情については、故障時等の連絡先を明記し、設置事業者の責任において対応すること。
- (6) 名古屋市が公共上の理由により移転を求めたときは、求めに応じて移動すること。

8 原状回復

設置事業者は、契約期間が満了又は契約が解除された場合は、速やかに原状回復してください。なお、原状回復に際し、設置事業者は、投じた有益費や必要費などがあっても一切名古屋市に請求することができません。

9 物件別特記仕様

物件によって個別の仕様があり、物件別特記仕様書に記載しております。内容をよくご確認のうえ、ご不明な点があれば、各施設担当課へお問い合わせください。

第4 申込・受付

- 1 本入札に参加しようとする方(以下「入札希望者」という。)は、資格審査を受けていただく必要があります。持参又は郵送(書留又は簡易書留に限る。)により資格審査に必要な書類を提出してください。
- 2 資格審査は入札希望者ごとに行います。物件ごとに複数提出していただく必要はありません。

- 3 資格審査にあたっては、個人の場合は本人、法人の場合は法人の役員等全員について、愛知県警察本部へ氏名・生年月日・性別・住所・役職名等の情報を提供し、排除措置対象法人等に該当するか否かを照会します。(3～5ページ「第2 参加者の資格」を参照)

受付期間	令和7年1月10日（金）から令和7年1月22日（水）まで 午前 9時00分から午後 5時30分まで（土曜日、日曜日、祝休日を除く。）
提出先	名古屋市健康福祉局高齢福祉部介護保険課推進担当 郵送の場合は下記あて先まで 〒460-8508 名古屋市中区三の丸三丁目 1番 1号 名古屋市健康福祉局高齢福祉部介護保険課推進担当 ※封筒の表面に「入札参加申込書在中」と朱書きしてください。 （入札案内書の49ページに記載例があります）
必要書類等	<p>(1) 入札参加申込書 入札案内書の45.46ページに書式があります。名古屋市公式ウェブサイトからもダウンロードできます。入札参加申込書を印刷する際は、別紙誓約事項を入札参加申込書の裏面に印刷してください。</p> <p>(2)〈個人の場合〉住民票の写し 1通 〈法人の場合〉現在事項全部証明書又は履歴事項全部証明書 1通 どちらも発行後3か月以内のもので、連名の場合は連名者全員のもの。 また、複写機による写しをもってこれに代えることができます。</p> <p>(3)〈法人のみ〉法人役員等に関する調書 入札案内書の48ページに書式があります。名古屋市公式ウェブサイトからもダウンロードできます。</p> <p>(4)〈個人・法人のいずれも〉入札公告の日から過去3年以内に、自らが管理・運営する自動販売機(入札参加した自動販売機の種類)を設置した実績を証明するもの(官公庁に設置した場合は、行政財産の使用許可書等の写し、民間施設の場合は契約書等の写し) ※連名で入札に参加された場合は、連名者全員の実績が必要です。</p> <p>(5)返信用封筒として、表に申請者の住所・氏名を記載し、簡易書留料金分を加えた料金の切手を貼付した長3号(12cm×23.5cm)封筒 1通</p> <p>(6)事務担当者の担当部署、氏名、連絡先がわかるもの(様式は任意)</p>
注意事項	<p>(1) 書類の提出方法は持参または郵送(書留又は簡易書留に限る)に限ります。</p> <p>(2) 期限までに到達しない申請、必要書類の添付されていない申請は無効となる場合がありますので、早めにご提出ください。</p> <p>(3) 提出された書類は一切お返しできませんので、ご了承ください。</p>

参加資格の 審査結果の 通知	申込受付後、参加資格について審査をし、適格と認めた方(以下「入札参加者」といいます。)へ、令和7年2月上旬に入札参加書を郵送します。
----------------------	--

第5 入札保証金

1 入札保証金とは、入札するにあたって、物件ごとにあらかじめ指定した金額を入札前に納めていただくものです。

入札保証金額は、以下のとおりです。

最低貸付価格(円)※	900
入札保証金額(円)	2,700

(※物件ごとの最低貸付価格は、14ページを参照ください。)

なお、参加申込者が自ら管理・運営する自動販売機(入札物件と同種のもの)を設置した実績が分かる書類を提出して、契約を締結しないおそれがないと認められる場合は、入札保証金の納付を免除されます。

2 入札保証金の納付が必要な方には、入札保証金納付書をお送りしますので、納付期限までに下記の場所で納めてください。

納付場所	名古屋市会計室会計課(名古屋市役所西庁舎1階) 名古屋市中区三の丸三丁目1番1号 電話番号:052-972-3006
取扱可能時間	午前 9時から午後 3時30分まで(土曜日、日曜日、祝休日を除く。)

3 入札保証金は、現金又は銀行振出の小切手に限ります。小切手は、納付の日前10日以内に振り出された名古屋手形交換所扱い(小切手の右上に「名古屋」と印字されたもの)の自己宛小切手でなければなりません。

※ 名古屋手形交換所扱いの小切手であるかどうかは、小切手の振出しを受ける店でご確認ください。

4 入札保証金の納付後、入札保証金保管証書(領収書)をお渡しします。この書類は、入札保証金の還付請求される際に必要となりますので、必ず保管してください。

5 入札保証金は、落札者以外の方には落札者の決定後、還付します。落札者には貸付契約締結後に還付しますが、落札者が契約を締結しない場合は本市に帰属します。

6 複数物件に入札し、全物件落札できた場合又は一部の物件が落札できた場合、入札保証金は落札できた全物件の契約締結が完了した後に還付します。

7 入札保証金には利子を付けません。

第6 入札方法

入札方法	書留又は簡易書留郵便による郵送により行います。 ※普通郵便による入札又は持参による入札は無効となります。 ※郵送した入札書の書き換え、引き換え、撤回はできません。
入札期間	入札参加書到着後～令和7年2月18日（火）まで（必着） ※上記期間後に到着した入札は無効となります。 ※入札書の到着確認のお問合わせにはお答えできません。
郵送先	〒460-8508 名古屋市中区三の丸三丁目1番1号 名古屋市健康福祉局介護保険課推進担当 あて ※二重封筒を用いることとし、入札書の中封筒に入れて封印し、中封筒には入札者名、住所又は所在地、電話番号、物件番号及び開札日を記載し、その他の必要書類とともに郵送用の外封筒に入れてください。(50ページの記載例を参考にしてください。) ※外封筒に「入札書在中」と朱書きしてください。
必要書類等	(1)入札書 入札案内書の39ページに書式があります。市公式ウェブサイトからもダウンロードできます。記載方法は、下段の「第8 入札書」をご参照ください。 (2) 委任状(代理人が入札する場合) 代理人が入札する場合、委任状が必要となります。案内書の39ページに書式があります。名古屋市公式ウェブサイトからもダウンロードできます。代理人は、1物件につき複数の入札を代理することはできません。また、委任者は、複数の代理人に同じ物件の入札を委任することはできません。

【代理人について】

入札書を入札参加者本人名義で作成できない場合に、委任状があれば、代理人により入札することが可能です。

第7 入札金額

入札金額は、貸付料の月額を表示してください。落札決定に当たっては、入札書に記載された金額をもって落札金額としますので、入札者は見積もった契約希望金額を入札書に記載してください。最低貸付価格(月額)以上で最も高い価格(月額)で入札された方が落札候補者となります。最低貸付価格(月額)については、貸付物件一覧表(14ページ)をご参照ください。

第8 入札書

1 入札は所定の入札書を使用します。入札案内書の39ページに書式があります。市公式ウェブサイトからもダウンロードできます。

- 2 入札書には、黒インクのボールペン又は万年筆を使用して明確かつ明瞭に記入してください。鉛筆、シャープペンシル、消せるボールペンは使用できません。
- 3 脱字又は誤字を加除訂正した場合にはその箇所又は付近に押印してください。なお、金額の訂正はできませんのでご注意ください。
- 4 入札金額はアラビア数字(算用数字)を使用し、金額の頭に¥マークを付け、円未満の端数は記入しないでください。
- 5 入札者は、その投入した入札書の書き換え、引き換え又は撤回をすることはできません。
- 6 代理人は、1物件につき複数の入札を代理することはできません。
- 7 前各項に違反する入札及び次のいずれかに該当する入札は、無効とします。
 - (1) 入札参加資格のない方のした入札
 - (2) 最低貸付価格(月額)に達しない金額を記載した入札
 - (3) 金額を改ざんし、又は訂正した入札
 - (4) 記入事項を判読できない入札
 - (5) 入札事項の一部又は全部が記入されていない入札
 - (6) 一定の金額をもって価格を表示しない入札
 - (7) 記名のない入札
 - (8) 同一物件につき同一の名をもってした 2通以上の入札(代理人によるものも含む。)
 - (9) 委任状を提出していない代理人のした入札
 - (10) その他入札の条件に違反した入札

第9 入札の辞退

1. 入札書の郵送後、開札日前日までは入札を辞退することができます。
2. 入札を辞退する場合は、入札辞退届を記入のうえ、持参又は郵送してください。
3. 入札辞退届の様式は、案内書の40ページにあります。名古屋市公式ウェブサイトからもダウンロードできます。
4. 入札を辞退しても、これを理由として不利益な扱いを受けるものではありませんが、落札決定後の辞退については、今後実施される自動販売機設置に係る名古屋市有地及び建物の一時貸付入札に参加できない可能性があります。

受付期間・ 時間	入札参加書到着後～令和7年2月18日（火） 午前 9時00分から午後 5時30分まで（土曜日、日曜日、祝休日を除く。） ※郵送による入札辞退も可能です（受付期間内必着）
提出先	〒460-8508 名古屋市中区三の丸三丁目1番1号 名古屋市健康福祉局介護保険課推進担当
必要書類	入札辞退届

第10 開札

開札会場	名古屋市役所 本庁舎地下1階 介護保険課地下分室
開札日時	令和7年2月19日 午前10時
注意事項	<p>開札会場へは、入札参加者及びその代理人以外（以下入札者という。）の方は入場できません。また、代理人の方は本人確認ができる書類（社員証、名刺、運転免許証等）をご持参ください。</p> <p>(1) 開札会場へ入場する際には、入札参加書が必要です。 (2) 開札の結果、入札者のうち最低貸付価格（月額）以上で最高価格（月額）の入札をした方を落札者とします。 (3) 最高価格（月額）の入札者が複数ある時は、開札終了後、くじ引きにて落札者を決定します。ただし、入札者がくじを引かないときは、この入札事務を担当しない職員が代行します。くじにより落札者を決定した時は、落札者の入札書にその旨を記入し、くじを引いた方全員にその旨を確認していただきます。 (4) 談合情報が寄せられた場合は、入札を中止することがあります。 (5) 入札結果については、入札者数、落札者名、落札金額を名古屋市公式ウェブサイトで公表します。</p>

第11 契約の締結

- 1 落札者には、各物件の契約担当課から契約書、公有財産貸付決定通知書等の契約関係書類を郵送します。
- 2 契約締結期限は**令和 7年3月18日(火)**です。それまでに貸付契約を締結しないときは落札者の資格を取り消します。この場合、今後実施される自動販売機設置に係る名古屋市有地及び建物の一時貸付入札に参加できない可能性があります。
- 3 契約書に貼付する収入印紙は、落札者の負担とします。
- 4 貸付契約は、入札参加者名義で行います。

第12 貸付料の納付

貸付料は契約書に定める期限までに、名古屋市発行の納入通知書により納付してください。

第13 契約保証金

- 1 貸付契約締結と同時に、契約保証金を名古屋市発行の納付書により納付していただきます。ただし、名古屋市公有財産規則第 3条の 3の規定により、契約保証金を免除することがあります。
- 2 契約保証金は、貸付月額(入札金額)の 6か月分とします。
- 3 契約保証金は、公有財産の明渡し完了後に還付します。但し、未払いの貸付料等がある場合は名古屋市に対する一切の債務を控除した残額を還付します。

- 4 契約保証金には、利子を付けません。
- 5 契約保証金は、現金又は銀行振出の小切手に限ります。小切手は、納付の日前10日以内に、名古屋手形交換所参加店舗である金融機関が振出した小切手でなければなりません。これに該当するかどうかは、小切手の振出しを受ける店でご確認ください。

第14 先着順貸付

- 1 原則として申込み又は落札のなかった物件については、下表のとおり、先着順にて受付け貸付けを行います。
- 2 開札終了後、名古屋市公式ウェブサイトにて先着順物件を公表します。
- 3 契約期間の開始日は、令和7年4月1日以降となります。貸付期間は入札時の条件と同様です。

受付期間	令和7年2月21日(金)～令和7年2月28日(金) 午前 9時00分から午後 5時30分まで(土曜日、日曜日、祝休日を除く。)
提出先	名古屋市健康福祉局高齢福祉部介護保険課 ☎052-972-2537 (名古屋市中区三の丸三丁目1番1号本庁舎2階) ※ 郵送、電話、ファックスによる提出はできません。
必要書類等	(1) 公有財産借受申込書 名古屋市公式ウェブサイトからダウンロードできます。事務担当者票も提出してください。 (2) 〈個人の場合〉住民票の写し 1通 〈法人の場合〉現在事項全部証明書又は履歴事項全部証明書 1通 どちらも発行後3か月以内のもので、連名の場合は連名者全員のもの。 また、複写機による写しをもってこれに代えることができるものとします。 (3) 〈法人のみ〉法人役員等に関する調書 入札案内書の48ページに書式が、47ページに記載例がありますので、印刷して使用してください。 (4) 〈個人法人いずれも〉入札公告の日から過去 3年以内に、自らが管理・運営する自動販売機(清涼飲料水)を設置した実績のわかるもの(官公庁に設置した場合は行政財産使用許可書等の写し、民間施設の場合は契約書等の写しを提出してください。) ※ 連名で申し込む場合は、連名者全員の実績が必要です。
注意事項	(1) 受付開始時間の午前 9時00分までに、又は、それ以降、受付場所に同時に、同一物件に複数の方の申込みがあったときは、抽選とします。 (2) 先着順のため、すでに貸付契約済みの場合がありますので御了承ください。

第15 販売実績の報告

設置した自動販売機にかかる月別販売数量及び月別販売金額について、「販売実績報告書」(52ページ)により、半期ごとに名古屋市へ報告していただきます。

第16 問い合わせ先

入札事務	名古屋市健康福祉局高齢福祉部介護保険課 ☎052-972-2537
物件等の 仕様内容	名古屋市健康福祉局高齢福祉部介護保険課 ☎052-972-2537
受付期間	令和7年1月10日（金）から令和7年1月22日（水）まで 午前 9時00分から午後 5時30分まで（土曜日、日曜日、祝休日を除く。）

※問合せ件数などの情報は、入札の競争性・公平性を保つため一切お答えできません。

貸付物件一覧表

物件番号	種類	施設名称	設置場所	台数 (台)	予定価格 (月額・円)
1	清涼飲料水	寿荘	1階自販機コーナー	1	900
2	清涼飲料水	きよすみ荘	1階自販機コーナー	1	900

公有財産一時使用契約書

貸付人名古屋市（以下「貸付人」という。）と借受人_____（以下「借受人」という。）とは、次の条項により公有財産の一時使用契約（借地借家法（平成3年法律第90号）第25条及び第40条に定める一時使用、以下「本件契約」という。）を締結する。

（信義誠実等の義務）

第1条 貸付人及び借受人は、信義を重んじ誠実に本件契約を履行しなければならない。

2 借受人は、貸付物件が公有財産であることを常に考慮し、適正に使用するように留意しなければならない。

（一時使用物件）

第2条 一時使用物件は、次のとおりとする。

所在地	施設名称	設置場所	設置可能面積	数量
	名古屋市 庄	階 自販機コーナー	m ²	1台

（指定用途）

第3条 借受人は、一時使用物件を自動販売機の設置のために使用しなければならない。

2 借受人は、一時使用物件について前条に定める指定用途に供するにあたっては、別紙共通仕様書及び物件別特記仕様書の内容を順守しなければならない。

3 借受人は、一時使用物件を次の各号に定める用途に供し又は供させてはならない。

(1) 政治的又は宗教的な用途

(2) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第1項に規定する風俗営業、同条第5項に規定する性風俗関連特殊営業その他これらに類する業の用途

- (3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団若しくは法律の規定に基づき公の秩序を害するおそれのある団体等に指定されているものの事務所その他これらに類するものなど公序良俗に反する用途
- (4) 著しく近隣環境を損なうことが予想される用途
- (5) (3) 及び(4) のほか、貸付人が公序良俗に反すると認める用途
- (6) 第三者をして(1)から(5)の用途に使用させること

(一時使用期間及び更新)

第 4 条 一時使用期間は、令和 7 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 31 日までとする。

- 2 借受人は、当初の条件を変更しないことを前提として、令和 8 年 4 月 1 日から 4 年を限度として（最長令和 12 年 3 月 31 日まで）、1 年を単位として契約の更新を申請できる。
- 3 前項に定める借受人の申請は、各年 11 月末日までに貸付人に文書で行うものとする。なお、申請が無かった場合は、当該年度の貸付期間をもって契約は満了する。

(貸付料)

第 5 条 貸付料は、金 円（月額金 円×12か月）とする。

- 2 借受人は、前項に定める貸付料を、貸付人の発行する納入通知書により、記載された期限までに納付しなければならない。支払い時期は次のとおりとする。

年 度	期 間	支払時期
令和 7 年度	令和 7 年 4 月分～令和 8 年 3 月分	令和 7 年 4 月末日

第 4 条 2 項の定めにより契約が更新された場合の支払時期

年 度	期 間	支払時期
令和 8 年度	令和 8 年 4 月分～令和 9 年 3 月分	令和 8 年 4 月末日
令和 9 年度	令和 9 年 4 月分～令和 10 年 3 月分	令和 9 年 4 月末日
令和 10 年度	令和 10 年 4 月分～令和 11 年 3 月分	令和 10 年 4 月末日
令和 11 年度	令和 11 年 4 月分～令和 12 年 3 月分	令和 11 年 4 月末日

(電気料金)

第 6 条 借受人は、本契約に基づき設置した自動販売機に消費電力を計測する

メーターを設置するものとする。

- 2 貸付人は、本件自動販売機が設置された施設全体の電気使用料の単価に基づき、前項で設置したメーターの表示する電気使用料を計算し、借受人に納入通知書を送付するものとする。
- 3 借受人は、前項の納入通知書が定める日までに、貸付人に対して電気料金を支払わなければならない。

(延滞金)

第 7 条 借受人は、第 5 条第 2 項に定める納付期限までに貸付料を支払わないときは、納付期限の翌日から支払った日までの期間について名古屋市契約規則（昭和39年規則第17号）第33条第 1 項に定める割合により算定した延滞金を貸付人に支払わなければならない。

(充当の順序)

第 8 条 借受人が貸付料及び延滞金を納付すべき場合において、納付された金額が貸付料及び延滞金の合計額に満たないときは、先ず延滞金から充当する。

(契約保証金)

★保証金なしの場合★

第 9 条 契約保証金は名古屋市契約規則第 31 条第 3 号の規定に基づき免除とする。

★保証金ありの場合★

第 9 条 借受人は、貸付人に対して契約保証金として金_____円（貸付料の 100 分の 10 以上の額）を、貸付人が発行する保証金納付書により、本件契約締結日に納付しなければならない。

- 2 前項に定める契約保証金については、第21条に定める損害賠償の予定額の全部又はその一部と解釈しない。
- 3 第 1 項に定める契約保証金については、利息を付さない。
- 4 借受人に未払いの貸付料、損害賠償その他本件契約に附帯して発生する債務の支払遅延が生じたときは、貸付人は契約保証金をこれらの債務の弁済に充当することができる。この場合、貸付人は弁済充当日、弁済充当額及びそ

の費目を借受人に書面で通知するものとし、借受人は通知を受けた日から30日以内に契約保証金の不足額を貸付人に納付しなければならない。

- 5 前項の定めにかかわらず、借受人は、契約保証金をもって本件契約から発生する借受人の貸付人に対する債務の弁済に充当することを貸付人に請求できない。
- 6 貸付人は、本件契約が終了し、借受人から一時使用物件の明渡しを受けたときにおいて、借受人に未払いの貸付料、損害賠償その他本件契約に附帯して発生した借受人の貸付人に対する債務の未払いがあるときは、明渡し完了時において納付されている契約保証金から借受人の貸付人に対する一切の債務を控除した残額を借受人に還付する。
- 7 借受人は、貸付人に対する契約保証金返還請求権を第三者に譲渡してはならず、また、質権、譲渡担保その他いかなる方法によっても契約保証金返還請求権を担保に供してはならない。

(届出事項)

第10条 借受人は、次の各号の一に該当するときは、書面により速やかに貸付人に対して届けなければならない。

- (1) 借受人の本店所在地、商号又は代表者等の重要事項について変更があったとき
- (2) 借受人の地位について相続又は合併による包括承継その他の変動が生じたとき
- (3) 貸付物件が滅失又は損傷したとき

(かし担保)

第11条 借受人は、本件契約を締結した後、一時使用物件について数量の不足その他隠れたかしを発見しても、貸付料の減免及び損害賠償等の請求をすることができない。

(原状の変更)

第12条 借受人は、一時使用物件について原状を変更しようとする場合には、事前に変更する理由及びその内容等を書面によって貸付人に申請し、その承認を受けなければならない。

2 前項に基づく貸付人の承認は、書面によるものとする。

(権利譲渡等の禁止)

第 13 条 借受人は、貸付人の承認を得ないで一時使用物件を第三者に転貸し、本件契約によって生ずる権利義務を他人に譲渡若しくは承継し、又はその権利を担保に供することができない。

(物件保全義務)

第 14 条 借受人は、善良な管理者としての注意をもって一時使用物件の維持保全に努めなければならない。

2 前項の規定により支出する費用は、すべて借受人の負担とし、貸付人に対しその償還等の請求をすることができない。

3 借受人は、騒音、悪臭又は土壌汚染などによって、近隣住民等に迷惑をかけ、又は近隣住民等に損害を及ぼす行為を行ってはならない。

4 借受人は、一時使用物件を使用するにおいて、その近隣住民等から苦情又は要望等があった場合は、自己の責任において速やかに解決をしなければならない。

(調査協力義務)

第 15 条 貸付人は、一時使用物件について随時その使用状況を実地に調査することができる。この場合において、借受人は、これに協力しなければならない。

2 借受人は、10 月及び 4 月末に、一時使用物件に設置した自動販売機にかかる直近半期分の月別販売数量と月別販売金額を記載した販売実績報告書を貸付人へ提出しなければならない。

(違約金)

第 16 条 借受人は、以下の各号のいずれかに該当する場合には、当該各号に定める額を違約金として貸付人に納付しなければならない。

(1) 第 3 条第 2 項の定めに違反して、貸付人の承認を得ることなく、一時使用物件を同条第 1 項に定める指定用途以外の用途に供したときは、金 _____円 (貸付料 5 年分の 100 分の 30 に相当する額 (円未満の端数があるとき

は、これを切り捨てる。以下本項において同じ。))

(2) 第 3条第 3項各号の定めに違反したときは、金 _____ 円 (貸付料5年分の100分の30に相当する額。)

(3) 第11条の定めに違反して、貸付人の承認を得ることなく、一時使用物件の原状を変更したときは、金 _____ 円 (貸付料5年分の100分の30に相当する額。)

(4) 第12条の定めに違反して、貸付人の承認を得ることなく、一時使用物件を第三者に転貸し、本件契約によって生ずる権利義務を他人に譲渡若しくは承継させ、又はその権利を担保に供したときは、金 _____ 円 (貸付料5年分の100分の30に相当する額。)

(5) 前条に定める調査協力義務を怠ったときは、金 _____ 円 (貸付料5年分の100分の10に相当する額。)

2 前項に定める違約金は、第20条に定める損害賠償の予定額の全部又はその一部と解釈しない。

(契約の解除)

第 17 条 貸付人は、次の各号の一に該当する場合は、本契約を解除することができる。

(1) 国、地方公共団体その他公共団体において公用又は公共用に供するために一時使用物件を必要とするとき

(2) 借受人が、第 3条第 2項の定めに違反して、貸付人の承認を得ることなく、一時使用物件を同条第 1項に定める指定用途以外の用途に供したとき

(3) 借受人が、第 3条第 3項各号の定めに違反したとき

(4) 借受人が、第12条の定めに違反して、貸付人の承認を得ることなく、一時使用物件の原状を変更したとき

(5) 借受人が、第13条の定めに違反して、貸付人の承認を得ることなく、一時使用物件を第三者に転貸し、本件契約によって生ずる権利義務を他人に譲渡し若しくは承継させ、又はその権利を担保に供したとき

(6) 借受人が、第14条第 1項に定める物件保全義務を怠ったために、一時使用物件を荒廃に至らしめたとき

(7) 借受人が、第14条第 3項の定めに違反したとき

(8) その他借受人に本件契約を継続しがたい重大な過失又は背信行為があったとき

(契約の失効)

第18条 天災地変その他貸付人借受人いずれにもその責を帰することの出来ない事由によって貸付物件が使用できなくなり、又は本件契約を継続することができない事態になったときは、本件契約は直ちに失効する。

2 前項により本件契約が失効した場合には、貸付人借受人相互に損害賠償の請求はしない。

(原状回復義務)

第19条 一時使用期間が満了し、又はその他の理由により本件契約が終了したときは、借受人は自己の費用をもって工作物その他借受人が一時使用物件に付属させたものを撤去し、原状に回復して貸付人に返還しなければならない。ただし、貸付人が特に必要がないと認めるときはこの限りでない。

2 借受人は、前項の定めにより一時使用物件を貸付人に返還するときは、原状に回復した後、直ちに貸付人の検査を受け、貸付人の承認を得なければならない。

3 本件契約が終了したにもかかわらず、借受人が一時使用物件を返還しない場合は、本件契約終了の翌日から一時使用物件の明渡し完了までの間、借受人は貸付人に対して貸付料相当額の使用損害金を支払うほか、貸付人に損害がある場合は、使用損害金とは別にその損害の全額を賠償しなければならない。

(貸付料の清算)

第 20 条 本件契約が貸付期間の途中で解約された場合において、その原因が第 17 条第 1 号によるときその他借受人の責めに帰することができない事由によるものであると貸付人が認めた場合のほかは、既納の貸付料のうち未経過期間に係る部分について、貸付人はこれを借受人に対して還付しない。

(損害賠償)

第 21 条 借受人は、本件契約に定める義務を履行しないため貸付人に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。

(談合その他の不正行為に係る貸付人の解除権)

第 22 条 貸付人は、借受人がこの契約に関して次の各号のいずれかに該当したときは、契約を解除することができる。

(1) 借受人が、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和 22 年法律第 54 号。以下「独占禁止法」という。）第 3 条、第 6 条、第 8 条又は第 19 条の規定に違反（以下「独占禁止法違反」という。）するとして、独占禁止法第 49 条に規定する排除措置命令又は第 62 条第 1 項に規定する納付命令を受け、当該命令が確定したとき。

(2) 借受人又は借受人の役員若しくは借受人の使用人が、刑法（明治 40 年法律第 45 号）第 96 条の 6 若しくは第 198 条又は独占禁止法第 89 条第 1 項、第 90 条第 1 号若しくは第 2 号若しくは第 95 条第 1 項第 1 号に規定する罪を犯し、刑に処せられた（刑の執行が猶予された場合を含む。以下同じ。）とき。

(3) 前 2 号に規定するもののほか、借受人又は借受人の役員若しくは借受人の使用人が、独占禁止法違反行為をし、又は刑法第 96 条の 6 若しくは第 198 条の規定に該当する行為をしたことが明らかになったとき。

2 前項各号のいずれかに該当し、かつ、貸付人が契約を解除した場合における当該契約解除に係る違約金の徴収については、名古屋市契約規則（昭和 39 年名古屋市規則第 17 号）（以下「契約規則」という。）第 45 条第 2 項又は第 3 項の規定に基づく本約款の手続によるものとする。

(談合その他の不正行為に係る賠償額の予定)

第 23 条 借受人がこの契約に関して前条第 1 項各号のいずれかに該当したときは、貸付人が契約を解除するか否かにかかわらず、借受人は、契約金額に 100 分の 20 を乗じて得た額の賠償金に、契約金額の支払が完了した日から賠償金の支払日までの日数に応じて契約締結の日における契約規則第 46 条の 2 第 1 項に定める割合による利息を付して支払わなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。

- (1) 前条第 1 項第 1 号及び第 3 号のうち、独占禁止法違反行為が、独占禁止法第 2 条第 9 項に基づく不公正な取引方法（一般指定）（昭和 57 年 6 月 18 日公正取引委員会告示第 15 号）第 6 項で規定する不当廉売の場合など貸付人に金銭的損害が生じない行為として、借受人がこれを証明し、そのことを貸付人が認めるとき。
- (2) 前条第 1 項第 2 号のうち、借受人又は借受人の役員若しくは借受人の使用人が刑法第 198 条に規定する罪を犯し刑に処せられたとき、又は同項第 3 号のうち、刑法第 198 条の規定に該当する行為をしたことが明らかになったとき。ただし、借受人又は借受人の役員若しくは借受人の使用人が刑法第 96 条の 6 の規定にも該当し、刑に処せられたとき（同項第 3 号については、刑法第 96 条の 6 の規定に該当する行為をしたことも明らかになったとき。）を除く。
- 2 第 1 項に規定する場合において、借受人が共同企業体であり、既に解散しているときは、貸付人は、借受人の代表者であった者又はその構成員であった者に同項に規定する賠償金及び利息の支払を請求することができる。この場合において、借受人の代表者であった者及びその構成員であった者は、連帯して支払わなければならない。
- 3 第 1 項の規定にかかわらず、貸付人に生じた損害の額が同項に規定する賠償金の額を超える場合は、貸付人は、借受人に対しその超過分につき賠償を請求することができる。
- 4 前 3 項の規定は、この契約による履行が完了した後においても適用するものとする。

(有益費等の放棄)

第 24 条 借受人は、一時使用期間が満了した場合、又はその他の理由により本件契約が終了した場合において、一時使用物件に投じた有益費、必要費及びその他の費用があってもこれを貸付人に請求することができない。

(契約の費用)

第 25 条 本契約の締結及び履行に関して必要な費用は、すべて借受人の負担とする。

(疑義の決定)

第 26 条 本契約に関し疑義があるときは、貸付人借受人協議のうえ決定する。

(裁判管轄)

第 27 条 貸付人借受人間の権利義務に関し協議が整わず、訴訟を提起する場
合については、名古屋地方裁判所を管轄裁判所とする。

上記の契約の締結を証するため本契約書を 2通作成し、両者記名押印のうえ、
各自その 1通を保有する。

令和 年 月 日

貸付人 名古屋市中区三の丸三丁目 1 番 1 号

名古屋市

代表者 名古屋市長 広沢 一郎

印

借受人

印

談合その他の不正行為に係る特約条項

(談合その他の不正行為に係る貸付人の解除権)

第1条 貸付人は、借受人がこの契約に関して次の各号のいずれかに該当したときは、直ちにこの契約を解除することができる。

- (1) 借受人が、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第3条、第6条、第8条又は第19条の規定に違反（以下「独占禁止法違反」という。）するとして、独占禁止法第49条に規定する排除措置命令又は第62条第1項に規定する納付命令を受け、当該命令が確定したとき。
 - (2) 借受人又は借受人の役員若しくは借受人の使用人が、刑法（明治40年法律第45号）第96条の6若しくは第198条又は独占禁止法第89条第1項、第90条第1号若しくは第2号若しくは第95条第1項第1号に規定する罪を犯し、刑に処せられた（刑の執行が猶予された場合を含む。以下同じ。）とき。
 - (3) 前2号に規定するもののほか、借受人又は借受人の役員若しくは借受人の使用人が、独占禁止法違反行為をし、又は刑法第96条の6若しくは第198条の規定に該当する行為をしたことが明らかになったとき。
- 2 前項各号のいずれかに該当し、かつ、貸付人が契約を解除した場合における当該契約解除に係る違約金の徴収については、名古屋市契約規則（昭和39年名古屋市規則第17号）（以下「契約規則」という。）第45条第2項又は第3項の規定に基づく本約款の手続によるものとする。

(談合その他の不正行為に係る賠償額の予定)

第2条 借受人がこの契約に関して前条第1項各号のいずれかに該当したときは、貸付人が契約を解除するか否かにかかわらず、借受人は、契約金額に100分の20を乗じて得た額の賠償金に、契約金額の支払が完了した日から賠償金の支払日までの日数に応じて契約締結の日における契約規則第46条の2第1項に定める割合による利息を付して支払わなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。

- (1) 前条第1項第1号及び第3号のうち、独占禁止法違反行為が、独占禁止法第2条第9項に基づく不公正な取引方法（一般指定）（昭和57年6月18日公正取引委員会告示第15号）第6項で規定する不当廉売の場合など貸付人に金銭的損害が生じない行為として、借受人がこれを証明し、そのことを貸付人が認めるとき。
- (2) 前条第1項第2号のうち、借受人又は借受人の役員若しくは借受人の使用人が刑法第198条に規定する罪を犯し刑に処せられたとき、又は同項第3号のうち、刑法第198条の規定に該当する行為をしたことが明らかにな

ったとき。ただし、借受人又は借受人の役員若しくは借受人の使用人が刑法第96条の6の規定にも該当し、刑に処せられたとき（同項第3号については、刑法第96条の6の規定に該当する行為をしたことも明らかになったとき。）を除く。

- 2 第1項に規定する場合において、借受人が共同企業体であり、既に解散しているときは、貸付人は、借受人の代表者であった者又はその構成員であった者に同項に規定する賠償金及び利息の支払を請求することができる。この場合において、借受人の代表者であった者及びその構成員であった者は、連帯して支払わなければならない。
- 3 第1項の規定にかかわらず、貸付人に生じた損害の額が同項に規定する賠償金の額を超える場合は、貸付人は、借受人に対しその超過分につき賠償を請求することができる。
- 4 前3項の規定は、この契約による履行が完了した後においても適用するものとする。

暴力団関係事業者の排除に関する特記仕様書

(貸付人の解除権)

第 1 条 **貸付人**は、**借受人**が次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにこの契約を解除することができる。

- (1) 役員等（法人にあっては非常勤を含む役員及び支配人並びに営業所の代表者、その他の団体にあっては法人の役員等と同様の責任を有する代表者及び理事等、個人にあってはその者及び支店又は営業所を代表する者をいう。以下この項において同じ。）が暴力団員等（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団（以下この項において「暴力団」という。）の構成員、及び暴力団と関係を持ちながら、その組織の威力を背景として暴力的不法行為等を行う者をいう。以下この項において同じ。）であると認められるとき。
 - (2) 暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められるとき。
 - (3) 役員等又は使用人が、暴力団の威力若しくは暴力団員等又は暴力団員等が経営若しくは運営に実質的に関与している法人等（法人その他の団体又は個人をいう。以下この項において同じ。）を利用するなどしていると認められるとき。
 - (4) 役員等又は使用人が、暴力団若しくは暴力団員等又は暴力団員等が経営若しくは運営に実質的に関与している法人等に対して資金を供給し、又は便宜を供与するなど暴力団の維持運営に協力し、又は関与していると認められるとき。
 - (5) 役員等又は使用人が、暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。
 - (6) 役員等又は使用人が、前各号のいずれかに該当する法人等であることを知りながら、これを利用するなどしていると認められるとき。
- 2 前項各号のいずれかに該当し、かつ、**貸付人**が契約を解除した場合における当該契約解除に係る違約金の徴収については、名古屋市契約規則（昭和 39 年名古屋市規則第 17 号）第 45 条第 2 項又は第 3 項の規定に基づく本約款の手続によるものとする。

共通仕様書

名古屋市を甲とし、公有財産借受人(自動販売機設置事業者)を乙とする。なお、この共通仕様書のほか、あわせて特記仕様書にも従うものとする。

1 自動販売機の機種、設置及び撤去の条件

- (1) 自動販売機本体の大きさは、特記仕様書に定める設置スペース内に設置できるものとし、重量は約600kg以下とする。
- (2) 機種は、消費電力10アンペア程度以下のものとし、またヒートポンプ型省電力タイプやノンフロン対応など環境に十分配慮した環境対応型の機種とすること。
- (3) 新旧500円硬貨及び新旧1,000円紙幣が使用できる機種とすること。
- (4) 自動販売機及び付帯電気設備の設置及び契約満了時の撤去に係る費用については、乙の負担とする。なお、特に新規に設置する物件において、特記仕様書に新たな電気工事を必要とする記載のあるものは、特記仕様書に記載された仕様に基づき電気設備も含めた設置工事を行い、甲の確認を受けること。
- (5) 自動販売機の設置にあたっては、耐震対策を施すこと。その際、できる限り庁舎の躯体に負担がかからない方法で設置すること。また、据付面を十分に確認したうえで安全に設置すること。
- (6) ユニバーサルデザインの自動販売機とすること。
- (7) 電気料金を計測するための子メーターを、乙の負担により設置すること。
- (8) 自動販売機に併設して、販売する飲料の容器の種類に応じた使用済み容器の回収ボックスを必要数設置すること。
- (9) 自動販売機の故障、問合せ及び苦情の際の乙の連絡先を自動販売機に明記すること。
- (10) 乙は、自動販売機を撤去したときは、乙の責任と負担のもとに現状復旧を行い、甲の確認を受けること。

2 販売品目の条件

- (1) 酒・タバコの販売を行わないこと。
- (2) 販売価格は、標準販売価格以下とすること。
- (3) 販売品目については、特記仕様書に指定がある場合は、その指定に従うこと。指定が無い場合は、缶、瓶、ペットボトル、紙パックなど、密閉式の容器とすること。
- (4) 商品の具体的な構成については、特記仕様書による他、甲との協議によること。

3 維持管理責任

- (1) 甲は、当該自動販売機及び付帯の電気設備等にかかる維持管理は一切行わず、乙の責任により維持管理するものとする。
- (2) 乙は商品補充、金銭管理など自動販売機の維持管理を適切に行うこと。また、商品の賞味期限に十分注意するとともに、在庫・補充管理を適切に行うこと。

- (3) 光熱水費については、乙の負担とし、甲が指定する期限までに全額納入すること。なお、電気料金については、乙が設置した子メーターの指示値により計算した使用割合に本市の電気支払料を乗じて積算した額とする。
- (4) 乙は、回収ボックスの使用済み容器を適切に回収・リサイクルし、周辺の清掃を行うこと。販売品の搬入・廃棄物の搬出時間及び経路については、甲の指示に従うこと。
- (5) 乙は、自動販売機の維持管理運営にあたり、関係法令等の遵守・徹底を図るとともに、関係機関等への届出、検査等が必要な場合は遅滞無く手続き等を行うこと。
- (6) 乙は、自動販売機設置後、定期的に安全面に問題がないか確認すること。
- (7) 自動販売機の故障、問合せ並びに苦情については、自動販売機に故障時等の連絡先を明記し、乙の責任において対応すること。
- (8) 自動販売機の設置によって、第三者に生じた事故が、甲の責に帰さない事由による場合は、乙が補償すること。
- (9) 乙は、機種の変換を行う場合は、予め甲に申し出たうえで、甲の承諾を受けなければならない。
- (10) 甲は、甲の責によることが明らかな場合を除き、当該自動販売機に係る、盗難事故や破損事故等に関しては、その一切の責任を負わないこととする。また、乙は自動販売機が毀損、汚損又は紛失したときは、速やかに復旧することとし、復旧にかかる経費は乙が負担すること。

4 その他

乙は甲に、自動販売機設置前に、設置しようとする機器(回収ボックスを含む。)のカタログ及び配置図を提出すること。

この仕様書、特記仕様書及び公有財産一時使用契約書に定める事柄のほかに協議すべき事項が生じた場合は、その都度甲乙協議のうえ定めるものとする。

物件別特記仕様書（物件番号1） 施設名称：寿荘

名古屋市を甲とし、公有財産借受人（自動販売機設置事業者）を乙とする。

1. 自動販売機設置場所

物件番号	所在地	設置場所*	貸付面積	設置台数
1	天白区植田二丁目201番地	1階ラウンジ	2.00㎡ (幅 1m×奥行 2m)	1台

*詳細は<設置箇所詳細図>を参照下さい。

2. 契約担当課

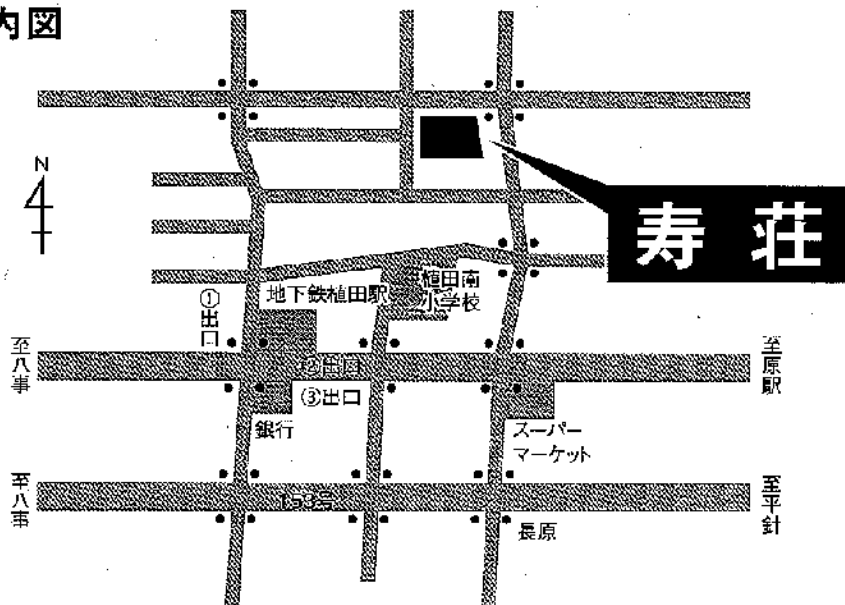
健康福祉局高齢福祉部介護保険課 電話 972-2537 (担当 矢澤)

*お問い合わせ先について

- ・入札全般、物件別特記仕様書及び契約に関すること…上記契約担当課 まで
- ・施設の設置場所の状況等に関すること…寿荘 電話 802-3991(担当 鈴木)まで
それぞれお問い合わせ下さい。

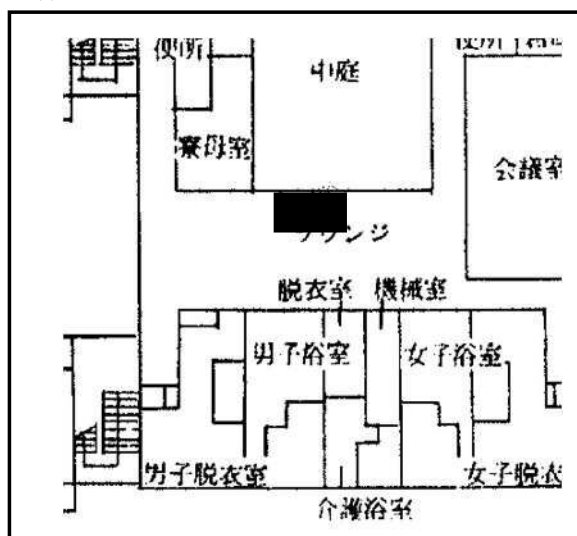
<現地案内図>

案内図



〈設置箇所詳細図〉

1階ラウンジ



3. 自動販売機設置台数

1台（切替設置）

4. 特記仕様

- (1) 既存の自動販売機の切替となるため、設置は甲と協議のうえ、令和7年4月1日以降に行うものとする。なお、営業開始日が令和7年4月1日以降の日となった場合においても、乙は貸付料の減免又は返還を求めることはできない。
- (2) 販売品目は高齢者の嗜好に合わせ、かつ、季節に応じた内容に設定すること。
- (3) 販売価格は、全ての品目において標準販売価格より10円低い額以下とすること。
- (4) 電子マネー「mana」による支払いが交通局加盟店として可能になるよう対応すること。なお、電子マネー対応に伴う機械の改修費用及び契約にかかる諸費用等はすべて設置者の負担とする。

5. 参考

- (1) 当該施設の職員定数 37名（令和6年4月現在）
- (2) 当該施設の入所定員 250名（令和6年4月現在）
- (3) 現行の自動販売機の年間売上 106万円／台 程度（令和5年度）

※記載された内容はあくまで参考であり、本市が今後の自動販売機の売上げや稼働率などを保証するものではありません。

6. 現地確認可能日時

平日9時～17時

※なお、寿荘（電話 802-3991）まで事前にご連絡のうえお越しいただくようお願いいたします。

物件別特記仕様書（物件番号 2（清涼飲料水）） 施設名称：きよすみ荘

名古屋市を甲とし、公有財産借受人（自動販売機設置事業者）を乙とする。

1. 自動販売機設置場所

物件番号	所在地	設置場所*	貸付面積	設置台数
2 (清涼飲料水)	港区秋葉一丁目 130番地の2	1階 自販機コーナー	1.01㎡ (幅 1.2m×奥行 0.8m)	1台

*詳細は<設置箇所詳細図>を参照下さい。

2. 契約担当課

健康福祉局高齢福祉部介護保険課 電話 052-972-2537 (担当 矢澤)

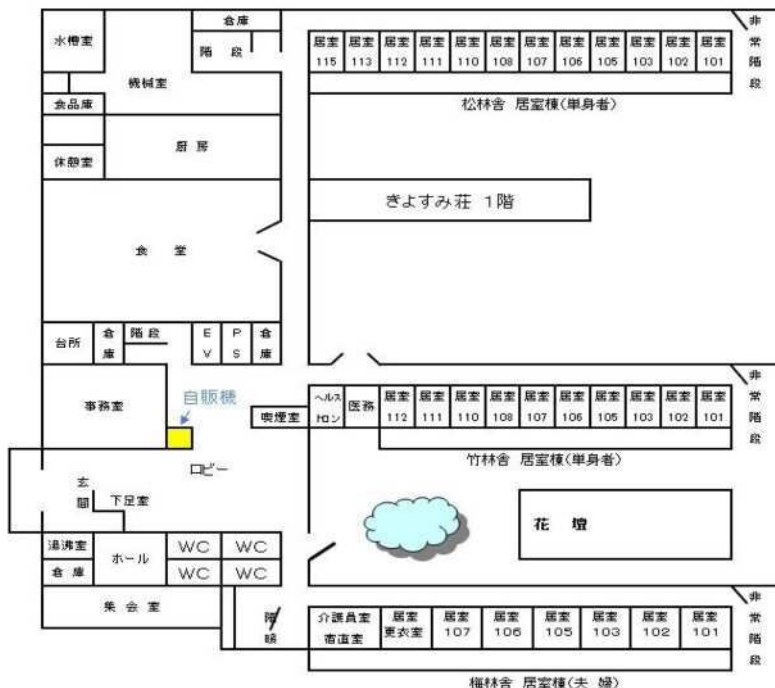
*** お問合せ先について**

- ・入札全般、物件別特記仕様書及び契約に関すること…上記契約担当課 まで
- ・施設の設置場所の状況等に関すること…きよすみ荘 電話 052-303-2871(担当 森)まで
それぞれお問合せ下さい。

<現地案内図>



<設置箇所詳細図>



3. 自動販売機設置台数

1台（切替設置）

4. 特記仕様

- (1) 既存の自動販売機の切替となるため、設置は甲と協議のうえ、令和6年4月1日以降に行うものとする。なお、営業開始日が令和6年4月1日以降の日となった場合においても、乙は貸付料の減免又は返還を求めることはできない。
- (2) 販売品目は高齢者の嗜好に合わせ、かつ、季節に応じた内容に設定すること。
- (3) 販売価格は、全ての品目において標準販売価格より10円低い額以下とすること。
- (4) 電子マネー「mana」による支払いが交通局加盟店として可能になるよう対応すること。なお、電子マネー対応に伴う機械の改修費用及び契約にかかる諸費用等はすべて設置者の負担とする。

5. 参考

- (1) 当該施設の職員定数 13名（令和6年4月現在）
- (2) 当該施設の入所定員 130名（令和6年4月現在）
- (3) 現行の自動販売機の年間売上 117万円程度（令和5年度）

※記載された内容はあくまで参考であり、本市が今後の自動販売機の売上げや稼働率などを保証するものではありません。

6. 現地確認可能日時

平日9時30分～17時

※なお、きよすみ荘（電話 052-303-2871）まで事前にご連絡のうえお越しいただくようお願いいたします。

情報取扱注意項目

(基本事項)

第 1 この契約による市の保有する情報の取扱い（以下「本件業務」という。）の委託を受けた者（以下「受託者」という。）は、本件業務を履行するに当たり、情報保護の重要性を認識し、情報の適正な保護及び管理のために必要な措置を講じるとともに、個人の権利利益を侵害することのないようにしなければならない。

(関係法令等の遵守)

第 2 受託者は、本件業務を履行するに当たり、当該業務に係る関係法令のほか、名古屋市情報あんしん条例（平成16年名古屋市条例第41号。以下「あんしん条例」という。）、個人情報保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「保護法」という。）、名古屋市個人情報保護条例（令和 4年名古屋市条例第56号。以下「保護条例」という。）その他情報保護に係る関係法令も遵守しなければならない。

(適正管理)

第 3 受託者は、本件業務に関して知り得た市の保有する情報（名古屋市（以下「委託者」という。）が、利用、提供、廃棄等について決定する権限を有し、事実上当該情報を管理しているといえるものをいう。）の漏えい、滅失又は改ざんの防止その他の市の保有する情報の適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。

(個人情報の適正取得)

第 4 受託者は、本件業務を履行するために、個人情報（保護法第 2条第 1項に規定する個人情報をいう。以下同じ。）を収集するときは、当該業務を履行するために必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により収集しなければならない。

(第三者への提供及び目的外使用の禁止)

第 5 受託者及び本件業務に従事している者又は従事していた者は、市の保有する情報を正当な理由なく第三者に知らせ、又は当該業務の目的外に使用してはならない。

2 前項の規定は、契約の終了（契約を解除した場合を含む。以下同じ。）後においても同様とする。

(再委託の禁止又は制限等)

第 6 受託者は、委託者の承認を得ることなく、本件業務を第三者に委託してはならない。

2 受託者は、本件業務を第三者に委託する場合は、市の保有する情報の取扱いに関し、この契約において受託者が課せられている事項と同一の事項を当該第三者に遵守させなければならない。

3 受託者は、機密情報の取扱いを伴う本件業務を委託した第三者からさらにほかの第三者に委託（以下「再々委託」という。）させてはならない。ただし、再々委託

することにやむを得ない理由がある場合であって、委託者が認めたときはこの限りでない。

(複写及び複製の禁止)

第7 受託者は、委託者から指示又は許可された場合を除き、市の保有する情報が記録された資料及び成果物（委託者の指示又は許可を受けてこれらを複写し、又は複製したものを含む。以下同じ。）を複写し、又は複製してはならない。

(情報の返却及び処分)

第8 受託者は、市の保有する情報が記録された資料のうち委託者から取得したものを取り扱う必要がなくなったときは、その都度速やかに委託者に返却しなければならない。ただし、委託者の承認を得た場合はこの限りでない。

2 受託者は、前項に規定する場合を除き、市の保有する情報を取り扱う必要がなくなったときは、その都度確実かつ速やかに切断、溶解、消磁その他の復元不可能な方法によって処分しなければならない。ただし、委託者の承認を得た場合はこの限りでない。

(情報の授受及び搬送)

第9 市の保有する情報並びに市の保有する情報が記録された資料及び成果物の授受は、全て委託者の指名する職員と受託者の指名する者との間において行うものとする。

2 受託者は、市の保有する情報を搬送する際には、漏えい、滅失又はき損が起らないようにしなければならない。

(報告等)

第10 受託者は、委託者が市の保有する情報の保護のために実地調査をする必要があると認めたときは、これを拒んではならない。また、委託者が市の保有する情報の保護について報告を求めたときは、これに応じなければならない。

2 受託者は、市の保有する情報の漏えい、滅失又は改ざん等の事故が生じ、又は生ずるおそれがあることを知ったときは、直ちに委託者に報告し、委託者の指示に従わなければならない。

(従事者の教育)

第11 受託者は、本件業務に従事している者に対し、あんしん条例、保護法、保護条例その他情報保護に係る関係法令を周知するなど、情報の保護に関し十分な教育を行わなければならない。

2 受託者は、本件業務が個人情報を取り扱う業務である場合、当該業務に従事している者に対し、保護法（受託者が、市会に係る個人情報の取扱いの委託を受けた者の場合は、保護条例）に規定された罰則の内容を周知しなければならない。

3 受託者は、本件業務に従事している者に対し、あんしん条例に規定された罰則の内容を周知しなければならない。

4 受託者は、情報の取扱いに関するマニュアルを作成し、本件業務に従事している者に対し、その内容並びに守秘義務に関する事項及び市の保有する情報の目的外利

用の禁止又は制限に関する事項を周知しなければならない。

(契約解除及び損害賠償等)

第12 委託者は、受託者が情報取扱注意項目に違反していると認めたときは、次の各号に掲げる措置を講じることができる。

- (1) 契約を解除すること。
 - (2) 損害賠償を請求すること。
 - (3) 市の保有する情報が漏えいし、市民の権利が害されるおそれがあると認めるときは、あんしん条例第34条第 1項の規定に基づき勧告し、その勧告に従わなかったときは、同条第 2項の規定に基づきその旨を公表すること。
- 2 前項第 2号及び第 3号の規定は、契約の終了後においても適用するものとする。

妨害又は不当要求に対する届出義務

- 1 受注者は、契約の履行に当たって、暴力団又は暴力団員等から妨害（不法な行為等で、業務履行の障害となるものをいう。）又は不当要求（金銭の給付等一定の行為を請求する権利若しくは正当な利益がないにもかかわらずこれを要求し、又はその要求の方法、態様若しくは程度が社会的に正当なものと認められないものをいう。）を受けた場合は、市へ報告し、警察へ被害届を提出しなければならない。
- 2 受注者が1に規定する妨害又は不当要求を受けたにもかかわらず、前項の報告又は被害届の提出を行わなかった場合は、競争入札による契約又は随意契約の相手方としない措置を講じることがある。

障害者差別解消に関する特記仕様書

(対応要領に沿った対応)

第1条 この契約による事務事業の実施（以下「本件業務」という。）の委託を受けた者（以下「受託者」という。）は、本件業務を履行するに当たり、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成25年法律第65号。以下「法」という。）、愛知県障害者差別解消推進条例（平成27年愛知県条例第56号）、及び名古屋市障害のある人もない人も共に生きるための障害者差別解消推進条例（平成30年名古屋市条例第61号）に定めるもののほか、障害を理由とする差別の解消の推進に関する名古屋市職員対応要領（平成28年1月策定。以下「対応要領」という。）に準じて、不当な差別的取扱いの禁止、合理的配慮の提供その他障害者に対する適切な対応を行うものとする。

2 前項に規定する適切な対応を行うに当たっては、対応要領にて示されている障害種別の特性について十分に留意するものとする。

(対応指針に沿った対応)

第2条 前条に定めるもののほか、受託者は、本件業務を履行するに当たり、本件業務に係る対応指針（法第11条の規定により主務大臣が定める指針をいう。）に則り、障害者に対して適切な対応を行うよう努めなければならない。

入札書

年 月 日

(あて先)

名古屋市

代表者 名古屋市長 広沢 一郎

(入札者)

住所

(フリガナ)
氏名

自動販売機設置に伴う名古屋市有地及び建物の一時貸付一般競争入札において、私は、入札説明書に従い、下記の設置場所の公有財産の現在の形状及び契約条項を承知した上、下記のとおり入札します。

物件 番号	施設名称				設置場所				
金額（貸付月額）		千	百	拾	万	千	百	拾	円

- (1) 脱字又は誤字を加除修正した場合には、当該箇所又はその付近に押印してください。
- (2) 入札金額は、貸付けの月額を記載してください。
- (3) 入札金額の訂正はできません。間違えられた場合は新しい入札書をご使用ください。
- (4) 入札金額はアラビア数字（算用数字）を使用し、円未満の端数は記入しないでください。
- (5) 入札金額の頭に¥を必ず記入してください。

入札辞退届

年 月 日

(あて先)

名古屋市

代表者 名古屋市長 広沢 一郎

(入札者)

住所

(フリガナ)
氏名

自動販売機設置に伴う名古屋市有地及び建物の一時貸付一般競争入札において、都合により下記物件の入札を辞退します。

物件 番号	施設名称	設置場所

(注意)

黒インクのボールペン又は万年筆を使用して明確かつ明瞭に記入し、鮮明に押印してください。

鉛筆又はシャープペンシル及び温度変化により筆跡の消えるペンは使用できません。

1 物件ごとに作成してください。

委任状

私は都合により**名古屋市中区丸の内二丁目1番36号 愛知 次郎** を以って代理人と定め、下記の権限を委任します。

委任事項

令和7年 月 日 公告の自動販売機設置に伴う名古屋市有地及び建物の一時貸付一般競争入札に関する入札書の記入、入札箱への投入、最高入札額が同額であった場合の抽選及び開札の立会い

委任する物件番号	1, 2
----------	------

追って本委任を解除する場合には双方連署の上届出のない限りその効力のないことを誓約いたします。

令和〇年〇〇月〇〇日

委任者 (所在地) **名古屋市中区三の丸三丁目1番1号**
(商号又は名称) **名古屋 株式会社**
(代表者 役職・氏名) **代表取締役 名古屋 太郎**

上記委任の件承諾いたしました。

受任者 (住所) **名古屋市中区丸の内二丁目1番36号**
(氏名) **愛知 次郎**

(あて先) 名古屋市 市長

委任状

私は都合により (受任者) を以って代理人と定め、下記の権限を委任します。

委任事項

年 月 日公告の自動販売機設置に伴う名古屋市有地及び建物の一
時貸付一般競争入札に関する入札書の記入、入札箱への投入、最高入札額が同額
であった場合の抽選及び開札の立会い

委任する物件番号	
----------	--

追って本委任を解除する場合には双方連署の上届出のない限りその効力のない
ことを誓約いたします。

年 月 日

委任者 (所在地)
(商号又は名称)
(代表者 役職・氏名)

上記委任の件承諾いたしました。

受任者 (住所)
(氏名)

(あて先) 名古屋市 長

両面印刷し、（別紙）誓約事項が裏面にくるようにしてください。

記載例

入札参加申込書

年 月 日

（あて先）

名古屋市長 広沢 一郎

個人の場合

名古屋市中区三の丸三丁目1番1号
名古屋 太郎

（申込者）住所

（フリガナ）
氏名

法人の場合

名古屋市中区三の丸三丁目1番1号
名古屋 株式会社
代表取締役 名古屋 次郎

※ 法人の場合は主たる所在地・名称を記入してください。

別紙誓約事項を誓約し、入札説明書及び契約条項を承知の上、下記のとおり申し込みます。

記

1 借受けを希望する物件

物件番号	種類	施設名称	設置場所
1	清涼飲料水	寿荘	1階自販機コーナー

2 入札参加書送付先

住所 〒〇〇〇-〇〇〇〇 名古屋市中区三の丸三丁目1番1号

氏名 名古屋株式会社 営業部 甲野 乙郎 ☎000-123-4567

上記以外の☎090-1234-5678

備考

- ① この申込書は、令和7年1月10日（金）から令和7年1月22日（水）までの間に、必要書類を添付して、名古屋市健康福祉局介護保険課まで持参又は郵送（期限内必着）してください。
- ② 申込後の名義変更、借受希望物件の変更、申込みの取下げは一切できません。
- ③ 必要書類の添付されていないものは受け付けできません。
- ④ 連名申込の場合は、申込者欄に申込者名を併記して下さい。

誓 約 事 項

申込みにあたり、次の事項を誓約します。

- 1 次の各号のいずれかに該当する者ではありません。
 - (1) 入札に係る契約を締結する能力を有しない者、破産者で復権を得ない者及び暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴対法」という。）第32条第1項各号に掲げる者
 - (2) 次のいずれかに該当する者でその事実があった後 3年間経過していない者（当該事実と同一の事由により名古屋市指名停止要綱（15財用第 5号）に基づく指名停止（以下「指名停止」という。）を受けている者を除く。）
 - ア 契約の履行にあたり、故意に工事、製造その他の役務を粗雑に行い、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をした者
 - イ 競争入札又はせり売りにおいて、その公正な執行を妨げた者又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合した者
 - ウ 落札者が契約を締結すること又は契約者が契約を履行することを妨げた者
 - エ 地方自治法（昭和22年法律第67号）第 234条の 2第 1項の規定による監督又は検査の実施にあたり職員の職務の執行を妨げた者
 - オ 正当な理由がなくて契約を履行しなかった者（第13号に該当する者を除く。）
 - カ アからオまでの一に該当する事実があった後 3年を経過しない者を契約の履行にあたり代理人、支配人その他の使用人として使用した者
 - (3) 次のいずれかに該当する者。ただし、更生手続開始又は再生手続開始の決定後、新たに名古屋市競争入札参加資格審査申請を行い認定を受けた者を除く。
 - ア 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者
 - イ 民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者
 - (4) 公告の日から落札決定までの間に指名停止の期間中の者
 - (5) 公告の日から落札決定までの間に「名古屋市が行う契約等からの暴力団関係事業者の排除に関する合意書」（平成20年 1月28日付け名古屋市長等・愛知県警察本部長締結）及び「名古屋市が行う公有財産の売払い、貸付けの契約等からの暴力団関係事業者の排除に関する取扱要綱」（平成20年 2月15日付け19財管第 253号）に基づく排除措置を受けている者
 - (6) 役員等（法人にあつては非常勤を含む役員及び支配人並びに営業所の代表者、その他の団体にあつては法人の役員等と同様の責任を有する代表者及び理事等、個人にあつてはその者及び支店又は営業所を代表する者をいう。以下同じ。）に暴力団員等（暴力団（暴対法第 2 条第 2 号に規定するものをいう。以下同じ。）の構成員、及び暴力団と関係を持ちながら、その組織の威力を背景として暴力的不法行為等を行う者をいう。以下同じ。）がいる者
 - (7) 暴力団員等がその経営又は運営に実質的に関与している者
 - (8) 役員等又は使用人が、暴力団の威力若しくは暴力団員等又は暴力団員等が経営若しくは運営に実質的に関与している法人等を利用するなどしている者
 - (9) 役員等又は使用人が、暴力団若しくは暴力団員等又は暴力団員等が経営若しくは運営に実質的に関与している法人等に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者
 - (10) 役員等又は使用人が、暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有している者
 - (11) 役員等又は使用人が、前各号のいずれかに該当する者であることを知りながら、これを利用するなどしている者
 - (12) 役員等又は使用人が、暴力団又は暴力団員等から、名古屋市が行う契約等において妨害（不法な行為等で、契約等履行の障害となるものをいう。）又は不当要求（金銭の給付等一定の行為を請求する権利若しくは正当な利益がないにもかかわらずこれを要求し、又はその要求の方法、態様若しくは程度が社会的に正当なものとして認められないものをいう。）を受けたことを認識していたにもかかわらず、市への報告又は警察への被害届の提出を故意に又は正当な理由がなく行わなかった者
 - (13) 公告の日から過去 3 か月以内に、自動販売機設置に伴う名古屋市有地及び建物の一時貸付入札に参加し、落札決定後、正当な理由なく契約を締結しなかった者
- 2 前項の誓約内容が、事実と相違することが判明したときは、当該事項に関して貴市が行う一切の措置について異議の申し立てを行いません。

入札参加申込書

年 月 日

(あて先)

名古屋市長 広沢 一郎

(申込者) 住所

(フリガナ)
氏名

※ 法人の場合は主たる所在地・名称を記入してください。

別紙誓約事項を誓約し、入札説明書及び契約条項を承知の上、下記のとおり申し込みます。

記

1 借受けを希望する物件

物件番号	種類	施設名称	設置場所

2 入札参加書送付先

住所 〒

氏名



上記以外の ☎

備考

- ① この申込書は、令和7年1月10日（金）から令和7年1月22日（水）までの間に、必要書類を添付して、名古屋市健康福祉局高齢福祉部介護保険課まで持参又は郵送（期限内必着）してください。
- ② 申込後の名義変更、借受希望物件の変更、申込みの取下げは一切できません。
- ③ 必要書類の添付されていないものは受け付けできません。
- ④ 連名申込の場合は、申込者欄に申込者名を併記して下さい。

誓 約 事 項

申込みにあたり、次の事項を誓約します。

- 1 次の各号のいずれかに該当する者ではありません。
 - (1) 入札に係る契約を締結する能力を有しない者、破産者で復権を得ない者及び暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴対法」という。）第32条第1項各号に掲げる者
 - (2) 次のいずれかに該当する者でその事実があった後 3年間経過していない者（当該事実と同一の事由により名古屋市指名停止要綱（15財用第 5号）に基づく指名停止（以下「指名停止」という。）を受けている者を除く。）
 - ア 契約の履行にあたり、故意に工事、製造その他の役務を粗雑に行い、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をした者
 - イ 競争入札又はせり売りにおいて、その公正な執行を妨げた者又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合した者
 - ウ 落札者が契約を締結すること又は契約者が契約を履行することを妨げた者
 - エ 地方自治法（昭和22年法律第67号）第 234条の 2第 1項の規定による監督又は検査の実施にあたり職員の職務の執行を妨げた者
 - オ 正当な理由がなくて契約を履行しなかった者（第13号に該当する者を除く。）
 - カ アからオまでの一に該当する事実があった後 3年を経過しない者を契約の履行にあたり代理人、支配人その他の使用人として使用した者
 - (3) 次のいずれかに該当する者。ただし、更生手続開始又は再生手続開始の決定後、新たに名古屋市競争入札参加資格審査申請を行い認定を受けた者を除く。
 - ア 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者
 - イ 民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者
 - (4) 公告の日から落札決定までの間に指名停止の期間中の者
 - (5) 公告の日から落札決定までの間に「名古屋市が行う契約等からの暴力団関係事業者の排除に関する合意書」（平成20年 1月28日付け名古屋市長等・愛知県警察本部長締結）及び「名古屋市が行う公有財産の売払い、貸付けの契約等からの暴力団関係事業者の排除に関する取扱要綱」（平成20年 2月15日付け19財管第 253号）に基づく排除措置を受けている者
 - (6) 役員等（法人にあっては非常勤を含む役員及び支配人並びに営業所の代表者、その他の団体にあっては法人の役員等と同様の責任を有する代表者及び理事等、個人にあってはその者及び支店又は営業所を代表する者をいう。以下同じ。）に暴力団員等（暴力団（暴対法第 2 条第 2 号に規定するものをいう。以下同じ。）の構成員、及び暴力団と関係を持ちながら、その組織の威力を背景として暴力的不法行為等を行う者をいう。以下同じ。）がいる者
 - (7) 暴力団員等がその経営又は運営に実質的に関与している者
 - (8) 役員等又は使用人が、暴力団の威力若しくは暴力団員等又は暴力団員等が経営若しくは運営に実質的に関与している法人等を利用するなどしている者
 - (9) 役員等又は使用人が、暴力団若しくは暴力団員等又は暴力団員等が経営若しくは運営に実質的に関与している法人等に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者
 - (10) 役員等又は使用人が、暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有している者
 - (11) 役員等又は使用人が、前各号のいずれかに該当する者であることを知りながら、これを利用するなどしている者
 - (12) 役員等又は使用人が、暴力団又は暴力団員等から、名古屋市が行う契約等において妨害（不法な行為等で、契約等履行の障害となるものをいう。）又は不当要求（金銭の給付等一定の行為を請求する権利若しくは正当な利益がないにもかかわらずこれを要求し、又はその要求の方法、態様若しくは程度が社会的に正当なものとして認められないものをいう。）を受けたことを認識していたにもかかわらず、市への報告又は警察への被害届の提出を故意に又は正当な理由がなく行わなかった者
 - (13) 公告の日から過去 3 か月以内に、自動販売機設置に伴う名古屋市有地及び建物の一時的貸付入札に参加し、落札決定後、正当な理由なく契約を締結しなかった者
- 2 前項の誓約内容が、事実と相違することが判明したときは、当該事項に関して貴市が行う一切の措置について異議の申し立てを行いません。

記 載 例

法 人 役 員 に 関 す る 調 書

商号又は名称	名古屋株式会社			
所在地	名古屋市中区三の丸三丁目1番1号			
役職名	(フリガナ) 氏名	生年月日	性別	住 所
代表取締役	(ナゴヤ タロウ) 名古屋 太郎	T・ Ⓢ ・H・R 20・8・15	男	名古屋市中区三の丸三丁目1番1号
取締役	(ナゴヤ ハナコ) 名古屋 花子	T・ Ⓢ ・H・R 21・7・14	女	名古屋市中区三の丸三丁目1番1号
取締役	(アイチ ジロウ) 愛知 次郎	T・ Ⓢ ・H・R 30・6・13	男	名古屋市中区丸の内二丁目1番36号
監査役	(コウシャ サブロウ) 公社 三郎	T・ Ⓢ ・H・R 40・5・12	男	名古屋市中区二の丸二丁目2番2号
	()	T・S・H・R .		
	()	T・S・H・R .		
	()	T・S・H・R .		
	()	T・S・H・R .		
	()	T・S・H・R .		
	()	T・S・H・R .		

※ 法人の役員について記載すること。

法人役員に関する調書

商号又は名称				
所在地				
役職名	(フリガナ) 氏名	生年月日	性別	住所
	()	T・S・H・R ・		
	()	T・S・H・R ・		
	()	T・S・H・R ・		
	()	T・S・H・R ・		
	()	T・S・H・R ・		
	()	T・S・H・R ・		
	()	T・S・H・R ・		
	()	T・S・H・R ・		
	()	T・S・H・R ・		
	()	T・S・H・R ・		

※ 法人の役員について記載すること。

記載例

入札書の郵送外封筒

(表面)

The diagram shows the front of an envelope with the following elements:

- Postage Stamp Area:** A dashed box on the left contains the text "切手" (Postage).
- Postcode:** A row of seven boxes at the top right contains the numbers "4", "6", "0", "8", "5", "0", "8".
- Address:** Vertical text on the right side reads "名古屋市健康福祉局" (Nagoya City Health and Welfare Bureau) and "名古屋市中区三の丸三丁目1番1号" (3-3-1-1 Sanjo, Naka-ku, Nagoya City).
- Recipient Name:** Vertical text in the center reads "介護保険課推進担当 行" (Nursing Insurance Section Promotion Officer, Office).
- Red Stamp:** A dashed box on the left contains the red text "入札参加申込書在中" (Bid Participation Application Form is in progress).

必ず朱書きしてください。

- ※ 書留又は簡易書留郵便による郵送に限ります。
- ※ 受付期間内に必着するように郵送してください。

記載例

入札書を封入する中封筒

(表面)

(入札者名)	名古屋株式会社
(住所又は所在地)	名古屋市中区三の丸三丁目1番1号
(電話番号)	052-○○○-○○○○
(入札件名)	養護老人ホーム名古屋市寿荘における自動販売機設置に係る名古屋市有地の一時貸付
(物件番号)	1
(開札日)	令和7年2月27日

※横書きによる記入でも構いません

販売実績報告書

令和〇年〇〇月〇〇日

(あて先)
名古屋市長

令和〇年度

契約者	会社名	名古屋株式会社					
	役職・氏名	代表取締役 名古屋 一郎					
	連絡先	担当者	営業課 甲野 乙郎				
		電話番号	000-123-4567				
物件番号	1	施設名称	寿荘				
種類	清涼飲料水	設置場所	1階自販機コーナー				
契約日	令和7年〇月〇日					設置台数	台
契約期間	令和7年4月1日～令和12年3月31日						
月	販売数量 (本・杯・ 個・枚)	販売金額 (税込)	備考	月	販売数量 (本・杯・ 個・枚)	販売金額 (税込)	備考
4月	〇〇	△△円		10月		円	
5月	〇〇	△△円		11月		円	
6月	〇〇	△△円		12月		円	
7月	〇〇	△△円		1月		円	
8月	〇〇	△△円		2月		円	
9月	〇〇	△△円		3月		円	
上半期計	×××	□□□円		下半期計		円	
年度合計	〇〇	△△円		(特記仕様等)			

(注) 1 上半期分は10月末までに、下半期分は4月末までに報告してください。

2 報告先 名古屋市健康福祉局介護保険課

施設所在地：名古屋市中区三の丸三丁目1番1号

電話：052-972-2537 FAX：052-972-4147

E-mail：a2591-06@kenkofukushi.city.nagoya.lg.jp

3 特記仕様等の欄には、入札時に公表した自動販売機の特記仕様（例：災害時支援ベンダー など）を記入してください。

販売実績報告書

年 月 日

(あて先)
名古屋市長

年度

契約者	会社名						
	役職・氏名						
	連絡先	担当者					
		電話番号					
物件番号		施設名称					
種類		設置場所					
契約日		年 月 日			設置台数		台
契約期間		年 月 日 ~ 年 月 日					
月	販売数量 (本・杯・ 個・枚)	販売金額 (税込)	備考	月	販売数量 (本・杯・ 個・枚)	販売金額 (税込)	備考
4月		円		10月		円	
5月		円		11月		円	
6月		円		12月		円	
7月		円		1月		円	
8月		円		2月		円	
9月		円		3月		円	
上半期 計		円		下半期 計		円	
年度 合計		円		(特記仕様等)			

- (注) 1 上半期分は10月末までに、下半期分は4月末までに報告してください。
 2 報告先 名古屋市〇〇局□□□課
 所在地：名古屋市〇区□□△丁目〇番□号
 電話：052-〇〇〇-△△△△ FAX：052-〇〇〇-▽▽▽▽
 E-mail：
 3 特記仕様等の欄には、入札時に公表した自動販売機の特記仕様（例：災害時支援ベンダー など）を記入してください。